

平成29年（2017年）12月21日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 助 木 達 夫

〃 保 実 治

〃 宍 戸 稔

〃 杉 原 利 明

〃 澤 井 信 秀

〃 鈴 木 深由希

待機児解消，保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書  
（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

安 倍 晋 三 様

厚生労働大臣

加 藤 勝 信 様

発議第 8 号

待機児解消，保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書  
(案)

2015年の子ども・子育て支援新制度実施後も，都市部では待機児童は増加している。国はこの解消を3年先送りした。また，過疎地では，保育所の統廃合，認定こども園化が行われているが，どちらも保育士不足は深刻である。国は待機児解消の受け皿として，小規模保育・企業保育主導型事業所を増やすとしているが，受け皿を増やすだけでは，ますます保育士の取り合いになる状況は目に見えている。

保育士不足は劣悪な処遇による離職（半年以内に離職する新採保育士が2015年で7.6%）や離職後に保育士として再び働くことへの躊躇から潜在保育士が増えていることが原因である。全産業平均をおよそ9万円下回る所定内平均賃金の低さに加え，特に深刻なのは労働時間で，残業している人の割合は女性労働者一般が36.8%であるのに対して，保育士は42.4%に上がっている（2012年就業構造基本調査）。保育所の多機能化や「人手不足」の中で，一人一人の仕事が過密になっている。

これまでも保育士は，その専門性に見合った処遇ではなかったが，この15年間で，低賃金，長時間・過密労働へと変貌させられた。

保育士の処遇が悪化する最大の理由は，保育士の配置基準と保育単価が低くすぎることなど，国の財政支援不足にある。2017年度4月より，新たな加算として，処遇改善Ⅱが創設されたが，現場では，職員間に賃金格差や混乱が持ち込まれるといった意見もあがっている。1分野15時間，最大60時間の研修要件も今のような保育士不足の中，実施可能なのかとの不安も出ている。保育所職員

全体の給与が改善されることにより、賃金水準が底上げされるような財政支援が必要である。

待機児童の解消をはじめとした保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題だ。今必要なことは、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、給与水準の低さから不足している保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の改善による「保育の質」の確保など、総合的な対策をすすめることである。

以上の趣旨により、次の事項について要望する。

- 1 国は予算の大幅増額を行い、待機児解消及び保育士等の処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年（2017年）12月21日

三 次 市 議 会